

長与町障害者活躍推進計画

1. 概要

機関名	長与町
任命権者	長与町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
本町における障害者雇用に関する課題	令和6年6月1日現在、本町における障害者雇用率は、法定雇用率を達成しており、概ね順調と考えられるが、期間中に法定雇用率が引き上げられることから、今後は同水準を保ちながら法定雇用率の変動に対応していくことが当面の課題である。 障害者である職員の活躍のためには、採用を継続し、不本意な離職者を生じさせないよう職場環境の整備が必要である。

2. 目標

(1) 採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用率の達成。 〈評価方法〉毎年の任免状況通報により把握、進捗管理。
(2) 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。 〈評価方法〉毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、不本意な離職となった障害者である職員を把握、管理する。
(3) 満足度に関する目標	障害者である職員からの相談件数（障害を有することによる、特有のものに限る。）が、前年度を下回る。 〈評価方法〉障害者である職員からの相談件数（障害を有することによる、特有のものに限る。）の把握、相談内容の管理。

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	障害者雇用推進者として総務課長を選任する。また障害者職業生活相談員について、総務課を中心に2名選任する。当該相談員は、町長部局に限らず、他の任命機関下で働く障害者からの相談にも対応する等、包括的な位置付けとする。なお、相談員に人事異動がある場合は、都度更新する。
②人材面	障害者活躍推進及び障害者に対する理解の促進に寄与する情報や研修等への参加について積極的に周知し、障害者の活躍推進に対する職員の理解度向上を図る。

(2) 障害者の活躍を推進するための環境整備、人事管理	
①職務環境	本庁舎のハード面について、障害者である職員から要望がある場合、所管課を交え環境整備を検討する。 また、障害者が相談しやすい環境づくりを目的として、総務

	課内に相談窓口を設置する。
②募集、採用	<p>募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③働き方	時間単位の年次休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。
④キャリア形成	本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
⑤その他	中途障害者（在職中に疾病、事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮等、サポート体制を充実する。
(3) その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の受注の機会の確保に努める。